

九州看護福祉大学大学院看護福祉学研究科（修士課程）
看護学専攻学位審査基準

1. 学位論文評価基準

以下の項目すべてについて、修士論文として水準に達していると認められるものを合格とする。

- (1) 看護学分野における課題をテーマとし、科学的根拠に基づき学術的意義、新規性、研究の発展に資するものを目指した研究であること。
- (2) 目的達成のために、適切な手順を経て実施された研究であること。
- (3) 研究実施に先立ち、倫理審査の承認を受け実施すること。また研究終了まで倫理的配慮がなされていること。
- (4) 研究結果が看護学分野の新たな知見や生活者にとって示唆を与えるものであること。

2. 審査体制および審査方法

(1) 審査体制

- ① 看護学専攻会議で論文ごとに審査委員会を設置し、最終的に研究科委員会の承認を得て、論文審査にあたる。
- ② 審査委員会は、指導教員資格者を主査とし、2人以上の副査をもって構成する。

(2) 審査方法

- ① 修士論文提出後、最終試験までの査読期間を審査期間とし、期間中に論文の修正指導が必要と判断された場合は、審査委員会の責任のもとに修正することができる。
- ② 審査期間中に、修士論文作成者による口頭の公开发表を行う。
- ③ 各審査委員会において、審査委員全員出席のもと口頭試問による最終試験を行い、修士論文と合わせて審査を行う。
- ④ 最終審査結果は、看護学専攻会議に諮り承認を得たのちに、専攻長を通じて研究科長に提出する。その後、研究科委員会の議決により修士論文の合否の決定をする。